

令和6年6月26日  
教育長答弁実録  
（教育委員会）

（問）手話教育の導入について

手話を知ることや、ろうあ者とのコミュニケーションを深めることを目的に、学校教育の一コマに手話やろうあ者について学ぶ時間を組み入れてはどうかと考えるが、教育長の所見を伺う。

（答）

県教育委員会におきましては、学習指導要領を踏まえ、人と人々が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことができるよう、発達段階に応じて、児童生徒が聴覚障害を含めた障害などについて理解を深める教育活動に取り組むことが重要であると考えております。

このため、手話を使った学習につきましては、例えば、小学校では、国語科の「点字と手話」という教材を通して、様々なコミュニケーション手段があることを学び、中学校では、社会科の授業で、「手話言語条例」を制定する県や市町村が増えていることを知り、手話が日常的に使える社会を目指していることを学んでおります。

高等学校では、福祉科の科目「コミュニケーション技術」におきまして、手話や点字など多様なコミュニケーションの方法を学び、介護実習や地域のイベントなどでの実践につなげております。

また、令和7年度に開催される全国高等学校総合体育大会の総合開会式におきましても、公募により集まった20名程度の高校生が手話通訳を実施することとしており、その準備に向けた研修を毎月1回行い、学んだ手話を実践するため、広島南特別支援学校の生徒との交流の機会を設けております。

県教育委員会といたしましては、今後も、様々な機会を捉えて、児童生徒が、聴覚障害を含めた障害への理解を深め、相手の立場に立って積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、引き続き、取り組んでまいります。